



目 次

告 示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	1
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (12・5 揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈 〃 〉	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数〈 〃 〉	3

告 示

高知県告示第765号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成29年12月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の氏名
有限会社矢野石油店 代表取締役 矢野 薫
- 主たる事務所又は事業所の所在地
土佐市高岡町甲1841番地
- 取消年月日
平成29年10月1日

高知県告示第766号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとお

り公共測量を実施する旨の通知を平成29年11月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年12月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
平成29年10月30日から同年11月30日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町荷稻

公 告

平成29年11月27日付けをもって自交総連北部ユニオン執行委員長比江森清から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成29年11月27日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 事件
労働条件の改善について
- 日時
平成29年12月9日午前5時30分以降
- 場所
株式会社県交北部交通川口本社及び株式会社県交北部交通柳瀬営業所
- 争議行為の概要
川口本社及び柳瀬営業所においてストライキを実施する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、芸西土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年12月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	宮崎 妙志	安芸郡芸西村和食甲4210番地
〃	竹内 辰雄	〃 〃 〃 1639番地
〃	小松 幸正	〃 〃 〃 5812番地2
〃	谷山 広明	〃 〃 〃 1817番地
〃	高松 辰男	〃 〃 〃 2647番地
〃	上杉 卓朗	〃 〃 馬ノ上 778番地
〃	岡村 進	〃 〃 〃 2048番地
〃	吉永 博一	〃 〃 〃 934番地

〃	藤尾 榮	〃 〃 〃 1307番地
〃	山内 澄夫	〃 〃 〃 666番地
〃	久保 晃一	〃 〃 西分甲 894番地
〃	山本 信徳	〃 〃 〃 1124番地1
監事	松本 殷明	〃 〃 和食甲2638番地
〃	善万 浩典	〃 〃 〃 4646番地1
〃	岡村 悟	〃 〃 馬ノ上 582番地
(就任)		
理事	宮崎 妙志	安芸郡芸西村和食甲4210番地
〃	竹内 英樹	〃 〃 〃 1723番地3
〃	小松 幸正	〃 〃 〃 5812番地2
〃	谷山 広明	〃 〃 〃 1817番地
〃	春田 浩吉	〃 〃 〃 2666番地
〃	上杉 卓朗	〃 〃 馬ノ上 778番地
〃	岡村 進	〃 〃 〃 2048番地
〃	吉永 博一	〃 〃 〃 934番地
〃	藤尾 榮	〃 〃 〃 1307番地
〃	山内 澄夫	〃 〃 〃 666番地
〃	岡村 佳和	〃 〃 西分甲4386番地
〃	山本 伸	〃 〃 〃 1052番地
監事	高松 辰男	〃 〃 和食甲2647番地
〃	善万 浩典	〃 〃 〃 4646番地1
〃	岡村 悟	〃 〃 馬ノ上 582番地

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第21号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成29年12月8日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 審査の種類、期日及び場所
 - 審査の種類
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普

- 通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
- (2) 審査の期日
平成30年1月15日（月）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証
- カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
----	----	-----

大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95

		パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

車第二種免許等の技能教習に関する技能	必要な自動車の運転技能	行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,100円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,600円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第103号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,416人である。

平成29年12月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第104号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和

31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,133人である。

平成29年12月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第105号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,301人
室戸市・東洋町選挙区	4,981人
安芸市・芸西村選挙区	6,276人
南国市選挙区	13,395人
土佐市選挙区	7,814人
須崎市選挙区	6,373人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,042人
土佐清水市選挙区	4,205人
四万十市選挙区	9,790人
香南市選挙区	9,386人
香美市選挙区	7,633人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,257人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,536人
吾川郡選挙区	8,578人
高岡郡選挙区	17,010人
黒潮町選挙区	3,362人